

2021年（令和3年）5月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

保健所における他課に属さない事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略，特定個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2021年（令和3年）5月6日付けで諮問（第1072号）された保健所における他課に属さない事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略，特定個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について，次のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (4) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (5) 条例第12条の3第1項の規定による特定個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (6) 条例第12条の3第3項ただし書の規定による特定個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(7) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由、特定個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

新型コロナウイルス感染症について、国は2020年（令和2年）10月23日付健発1023第3号「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」により、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減迅速に多くの国民への接種を目指す趣旨から、予防接種法上の臨時接種、緊急的措置として新型コロナウイルスワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）の体制確保事業を実施することとした。

ワクチン接種の手順として、接種対象者である住民に対し接種に必要な接種券を発行する。接種券は、接種を実施する会場となる医療機関等（以下「接種実施機関」という。）において、問診に使用する予診票に貼付され、接種した月の翌月以降、被接種者の住民登録のある自治体へ提出される。

予防接種に係る記録は、予防接種法施行令により、市町村が作成・保存しなければならないと定められている。本市では、現在、藤沢市保健所・保健センター業務情報システム（以下「保健所システム」という。）の予防接種台帳機能を利用し、接種記録を管理している。通常、接種記録は予診票により医療機関から本市に月まとめで提出されることから、保健所システムに入力されるまで、最短でも1か月以上の期間を要している。

新型コロナウイルスワクチンは、3週間の間隔で2回の接種が必要となっており、現在のワクチン接種情報の記録の仕組みでは、1回目の接種記録がなされる前に2回目の接種時期を迎えてしまい、迅速な接種情報の記録がなされないと接種間隔間違いや転入、転出など住民異動を伴う接種者の接種記録が正確に把握できないことによる間違い接種が生じる可能性がある。

これらの問題解決を図るため、国は住民の予防接種に係る記録を迅速に行い、自治体間で共有することを目的として、ワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）を新たに構築し、VRSの自治体での利用を求めている。

本市においても、最大88万回という膨大な接種を実施するに当た

り、接種の安全性を確保するためには、膨大な接種記録を正確かつ迅速に処理することが必要であり、国が構築したこの業務に特化したシステムであるVRSを活用することが不可欠であることから、条例第10条第4項及び第5項、第12条第4項及び第5項、第12条の3第1項及び第3項並びに第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) VRSの概要

### ア 機能概要

VRSでは、各自治体は、総合行政ネットワーク（LGWAN-ASP）により、各自治体が付番する接種券番号、氏名、生年月日、個人番号（以下「マイナンバー」という。）等の住民記録情報を登録し、転入時に接種記録の確認等を行う。接種実施機関は、インターネットから暗号化通信により接種記録を登録する。当該接種記録は統計化され、ダッシュボードとして情報提供される。

### イ 処理概要

#### (ア) 初期設定

自治体は、自治体コード、接種券番号、氏名、生年月日、マイナンバー等の接種対象者に係る情報をVRSにアップロードする。

#### (イ) 住民記録の更新

自治体は、転入、転出、死亡等の住民異動があったときは、定期的に異動情報をアップロードし、VRSの登録情報を更新する。

#### (ウ) 接種記録の登録

接種実施機関は、本人同意の上、VRSの専用タブレット端末からインターネット経由で、接種券に印字されたOCRライン（接種券の券種、接種回数、市町村コード、接種券番号を数値化したもの）及びバーコードを画像読み取りし、被接種者の接種記録をVRSにアップロードする。アップロードされた情報は、自治体コード及び接種券番号を連携キーとして、VRS上に登録されている接種対象者の情報に紐付けられ、接種済情報が記録される。

#### (エ) 接種記録の照会

本市への転入者のうち、規定回数分の接種が終わっておらず、接種を希望する者については、届出時に本人から同意を得た上で、VRSの照会画面から転出元自治体、氏名、生年月日、性別を入力し、転入前に実施したワクチン接種記録の照会を行う。短期間に転入、転出等を複数回行ったこと等により、接種を記録している自治体が特定できない場合に限り、氏名、生年月日、性別に代えて、マイナンバーによる照会をVRSで行う。

## (3) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

住民がワクチンを接種した際に、接種実施機関は、VRSへ接種記録を登録するため、予診票に貼付された接種券のOCRライン及びバ

ーコードを画像読み込みする。読み取った情報だけでは接種記録として不完全であり、当該情報がVRSに事前に登録されている被接種者の住民登録情報等と紐付くことで接種記録として必要な情報が完成する。このことから、接種対象者が接種を受ける前に、あらかじめ住民情報等をVRSに登録する必要があるため、住民記録システムから個人情報収集する必要がある。

(4) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

個人情報を本人以外のものから収集することに伴い通知すべき相手は多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となることから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれるため、本人通知を省略するものである。

(5) 本人以外のものから収集する個人情報

- ア 宛名番号
- イ マイナンバー
- ウ 氏名（姓）
- エ 氏名（名）
- オ 氏名（セイ）
- カ 氏名（メイ）
- キ 生年月日
- ク 性別
- ケ 転出／死亡フラグ

(6) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ワクチン接種については、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づく厚生労働大臣の指示により市区町村が実施する予防接種であり、当該事務については、予防接種法第29条の規定により、第一号法定受託事務となることから、全国統一的に事務を行う必要がある。

ワクチン接種は、短期間のうちに全国民が2回行う必要があり、当該接種情報を迅速かつ正確に記録することで接種の安全性を高めるため、国がVRSを構築したものである。住民異動を行った住民の接種記録に関し、接種、調整主体となる自治体が接種記録を照会することが必要であるため、個人情報を目的外に提供する必要がある。

(7) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供することに伴い通知すべき相手は多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となることから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれるため、本人通知を省略するものである。

(8) 目的外に提供する個人情報

- ア 接種を実施した市町村名
- イ 氏名
- ウ 生年月日

- エ 性別
- オ 接種券番号
- カ 接種日
- キ 接種したワクチンのメーカー
- ク ワクチン接種量
- ケ 接種会場名

(9) 特定個人情報を目的外に提供する必要性について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、住民異動の際に接種券の交付の要否を確認するため、本人が所持する予防接種済証や前住所地で発行された接種券の使用状況を確認するが、それらの紛失等により接種自治体が不明である場合、接種記録を確実に照会するため、マイナンバーを含む住民情報をあらかじめVRSにアップロードする必要があることから、特定個人情報を目的外に提供する必要がある。

(10) 特定個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

特定個人情報を目的外に提供することに伴い通知すべき相手は多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となることから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれるため、本人通知を省略するものである。

(11) 目的外に提供する特定個人情報

- ア 宛名番号
- イ マイナンバー
- ウ 氏名（姓）
- エ 氏名（名）
- オ 氏名（セイ）
- カ 氏名（メイ）
- キ 生年月日
- ク 性別
- ケ 接種券番号
- コ 転出／死亡フラグ

(12) コンピュータ処理を行う必要性について

ア 新型コロナワクチン接種については、接種を希望する全国民が対象となり、本市でも住民登録を有する約44万人が対象となる。現在承認されているワクチンは、3週間という短い間隔で2回の接種をする必要があることから、最大88万件に及ぶ膨大な接種記録の管理を迅速に行うには、従来の紙の予診票を基にした手入力による記録を行うことは困難である。また、VRSを利用してリアルタイムに近い形で接種情報を管理することは、接種状況の正確な把握につながり、ワクチン接種の安全性が向上する。

以上のことから、接種記録を迅速に行い、接種の安全性を向上させるため、コンピュータ処理を行う必要がある。

イ ワクチン接種を実施するに当たっては、接種券や接種済証の紛失、汚損、破損等が起こることが想定される。この場合、速やかに対象者の接種履歴を確認する必要があるが、これを行う代替手段が他にない。また、転入者がワクチンを規定の2回接種していない場合は、新たに本市が接種券を発行することになるが、前住所地の接種券を紛失した場合や、接種したことを忘れてしまった場合は、接種履歴の確認を前住所地の自治体に照会する必要がある、これを迅速に行う代替手段が他にない。

VR Sを利用することにより、接種記録を正確かつ迅速に確認することが可能となることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

ウ 住民票が本市にあるが、やむを得ない事情等により、施設に入所する高齢者や単身赴任者など、本市の住民が、本市以外の自治体でワクチン接種を行うことが想定される。住所地外での接種についても、VR Sを使用して接種情報を登録することにより、本市住民の接種情報を即座に確認することができることから、住所地外接種に対応するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

エ VR Sを利用することにより、国は全国の接種に係る統計情報（個人情報を含まない。）の把握ができ、状況に応じた政策対応、情報提供、副反応調査等を迅速に行うことができることから、全国の接種進捗状況を把握するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから、本市において、接種の安全性向上、業務負担の軽減及び自治体間の情報の共有、把握の迅速化を目的とし、コンピュータ処理を行う必要がある。

(13) コンピュータ処理を行う個人情報

ア VR Sにアップロードする接種対象者の住基情報

- (ア) 宛名番号
- (イ) マイナンバー
- (ウ) 氏名（姓）
- (エ) 氏名（名）
- (オ) 氏名（セイ）
- (カ) 氏名（メイ）
- (キ) 生年月日
- (ク) 性別
- (ケ) 接種券番号
- (コ) 転出／死亡フラグ

イ 専用タブレット端末により予診票からVR Sに登録する情報

- (ア) 市町村コード
- (イ) 接種券番号
- (ウ) 1回目の接種履歴登録日時
- (エ) 1回目接種日
- (オ) 1回目接種券番号

- (カ) 1回目接種自治体コード
- (キ) 1回目接種会場名
- (ク) 1回目接種医師名
- (ケ) 1回目ワクチンメーカー
- (コ) 1回目ワクチンロット番号
- (サ) 2回目の接種履歴登録日時
- (シ) 2回目接種日
- (ス) 2回目接種券番号
- (セ) 2回目接種自治体コード
- (ソ) 2回目接種会場名
- (タ) 2回目接種医師名
- (チ) 2回目ワクチンメーカー
- (ツ) 2回目ワクチンロット番号

ウ 転入時に本人から同意を得て、VRSで前住所地での接種履歴を照会するための情報

- (ア) 転入前に接種を実施した自治体名
- (イ) 氏名
- (ウ) 生年月日
- (エ) 性別
- (オ) マイナンバー

転入前に接種を実施した自治体名が取得できない場合に限り、本人同意を得た上で、マイナンバーを使用する。なお、VRSでのマイナンバーの取扱いについては、番号法別表第一の十（予防接種法による予防接種の実施）等により認められている。また、マイナンバーの利用に係る番号法の解釈については、内閣府番号制度担当室により、接種記録に関する情報連携の必要性・緊急性に鑑み、緊急避難的に、番号法第19条第15号（人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。）を根拠として情報提供・照会のみ行われるとされている。

エ 保健所システムからVRSにアップロードする情報

- (ア) 市町村コード
- (イ) 接種券番号
- (ウ) 1回目の接種履歴登録日時
- (エ) 1回目接種日
- (オ) 1回目接種券番号
- (カ) 1回目接種自治体コード
- (キ) 1回目接種会場名
- (ク) 1回目接種医師名
- (ケ) 1回目ワクチンメーカー
- (コ) 1回目ワクチンロット番号
- (サ) 2回目の接種履歴登録日時

- (シ) 2回目接種日
- (ス) 2回目接種券番号
- (セ) 2回目接種自治体コード
- (ソ) 2回目接種会場名
- (タ) 2回目接種医師名
- (チ) 2回目ワクチンメーカー
- (ツ) 2回目ワクチンロット番号

(14) 安全対策

ア 本市の安全対策

- (ア) VRSは、総合行政ネットワーク（LGWAN）上に構築されたシステム（LGWAN-ASP）であり、本市が利用する端末は、LGWANに接続可能な本市が管理する市内ネットワーク上の端末とする。端末の利用には生体認証を導入している。
- (イ) VRSの利用に当たり、事前にシステムを管理する内閣官房情報通信技術総合戦略室に利用登録を行い、担当職員ごとに交付されたID及び利用者が設定したパスワードを用いてログインする。ログインするパスワードは、定期的に変更する。
- (ウ) 交付されたID及びパスワードの利用は、地域保健課長に使用を許可された担当職員に限定する。
- (エ) やむを得ず紙に出力したデータについては、鍵のかかるキャビネット等で管理し、使用終了後は執務室内でシュレッダーなどにより確実かつ速やかに廃棄する。
- (オ) 接種会場で利用するVRSにログインするタブレット端末は、業務時間外には、執務室内の鍵のかかるキャビネットに保管する。
- (カ) 本市は、国とVRS利用に当たっての確認事項に同意し、その機能を使用する。また、VRSの構築事業者に対し、必要に応じて、実地検査及び報告要求ができる。

イ システム管理者（内閣官房情報通信技術総合戦略室）の安全対策

- (ア) 特定個人情報を含むデータは、総合行政ネットワーク（LGWAN）からの接続に限られている。接種実施機関が、接種記録を登録するために使用する専用タブレット端末からは、インターネット経由でVRSに接続するが、特定個人情報にはアクセスできないよう制御されている。
- (イ) 事前に発行されたID及び利用者が設定したパスワードによる認証によりログインする。一定時間操作がない状態が続くと自動的にログアウトする。
- (ウ) VRSが利用するクラウド基盤は、セキュリティ及び個人情報保護の国際規格を満たしたものであり、データの暗号化や侵入検知機能を備える等、十分なセキュリティ対策を行っている。
- (エ) 政府統一基準等のポリシーや独立行政法人情報処理推進機構のガイドライン等についての準拠性を第三者機関により確認し



ている。

- (オ) 個人情報を一元的に管理せず、各自治体において分散管理を行う。自治体ごとに論理分離されたデータベースを構築し、自治体間で必要な限度で必要なデータを照会、提供できる。なお、VRSが保有する個人情報は、予防接種に関する事務に係る個人情報のみである。
- (カ) 利用に際しては、国が利用規約及びサービス使用を示し、市区町村はこれに同意して利用申込を行う。システムの利用に関する障害やシステムから個人情報の漏えいが発生する等のトラブルについては、国が全責任を負うとしている。
- (キ) 接種実施機関で接種記録を登録するために使用する専用タブレット端末は、国から貸与を受けた専用のもを使用する。当該端末は、VRS以外への接続はできないよう設定されているほか、PC等ほかの情報系端末に接続することもできない。また、タブレット自体にデータが保存されない仕様となっている。
- (ク) 被接種者の接種履歴等の情報照会は、LGWANに接続された端末から自治体IDでログインした場合のみ可能となる。他団体の情報については、アクセス制御により閲覧できない。接種実施機関で使用するタブレットは専ら接種情報の登録を行うのみである。

(15) 実施時期

2021年（令和3年）5月17日（月）

(16) 提出資料

ア ワクチン接種記録システム（VRS：Vaccination Record System）への御協力のお願（令和3年3月5日付、内閣官房IT総合戦略室、内閣官房番号制度推進室、厚生労働省健康局健康課予防接種室発出文書）

イ 新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項

ウ イメージ図

エ 予診票

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(7)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

住民がワクチンを接種した際に、接種実施機関は、VRSへ接種記録を登録するため、予診票に貼付された接種券のOCRライン及びバーコードを画像読み込みする。読み取った情報だけでは接種記録として不完全であり、当該情報がVRSに事前に登録されている

被接種者の住民登録情報等と紐付くことで接種記録として必要な情報が完成する。このことから、接種対象者が接種を受ける前に、あらかじめ住民情報等をVRSに登録する必要があるため、住民記録システムから個人情報を収集する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

個人情報を本人以外のものから収集することに伴い通知すべき相手は多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となることから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれるため、本人通知を省略するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に提供する必要性について、次のように述べている。

ワクチン接種については、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づく厚生労働大臣の指示により市区町村が実施する予防接種であり、当該事務については、予防接種法第29条の規定により、第一号法定受託事務となることから、全国統一的に事務を行う必要がある。

ワクチン接種は、短期間のうちに全国民が2回行う必要があり、当該接種情報を迅速かつ正確に記録することで接種の安全性を高めるため、国がVRSを構築したものである。住民異動を行った住民の接種記録に関し、接種、調整主体となる自治体が接種記録を照会することが必要であるため、個人情報を目的外に提供する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(4) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

個人情報を目的外に提供することに伴い通知すべき相手は多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となることから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれるため、本人通知を省略するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(5) 特定個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、特定個人情報を目的外に提供する必要性について、次のように述べている。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、住民異動の際に接種券の交付の要否を確認するため、本人が所持する予防接種済証や前住所地で発行された接種券の使用状況を確認するが、それらの紛失等により接種自治体が不明である場合、接種記録を確実に照会するため、マイナンバーを含む住民情報をあらかじめVRSにアップロードする必要があることから、特定個人情報を目的外に提供する必要がある。

以上のことから判断すると、特定個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。

(6) 特定個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、特定個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

特定個人情報を目的外に提供することに伴い通知すべき相手は多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となることから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれるため、本人通知を省略するものである。

以上のことから判断すると、特定個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(7) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本市において、接種の安全性向上、業務負担の軽減及び自治体間の情報の共有、把握の迅速化を目的とし、コンピュータ処理を行う必要がある。

(ア) 新型コロナワクチン接種については、接種を希望する全国民が対象となり、本市でも住民登録を有する約44万人が対象となる。現在承認されているワクチンは、3週間という短い間隔で2回の接種をする必要があることから、最大88万件に及ぶ膨大な接種記録の管理を迅速に行うには、従来の紙の予診票を基にした手入力による記録を行うことは困難である。また、VRSを利用してリアルタイムに近い形で接種情報を管理することは、接種状況の正確な把握につながり、ワクチン接種の安全性が向上する。

以上のことから、接種記録を迅速に行い、接種の安全性を向上させるため、コンピュータ処理を行う必要がある。

(イ) ワクチン接種を実施するに当たっては、接種券や接種済証の紛失、汚損、破損等が起こることが想定される。この場合、速やかに対象者の接種履歴を確認する必要があるが、これを行う代替手

段が他にない。また、転入者がワクチンを規定の2回接種していない場合は、新たに本市が接種券を発行することになるが、前住所地の接種券を紛失した場合や、接種したことを忘れてしまった場合は、接種履歴の確認を前住所地の自治体に照会する必要がある。これを迅速に行う代替手段が他にない。

VRSを利用することにより、接種記録を正確かつ迅速に確認することが可能となることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

(ウ) 住民票が本市にあるが、やむを得ない事情等により、施設に入所する高齢者や単身赴任者など、本市の住民が、本市以外の自治体でワクチン接種を行うことが想定される。住所地外での接種についても、VRSを使用して接種情報を登録することにより、本市住民の接種情報を即座に確認することができることから、住所地外接種に対応するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

(エ) VRSを利用することにより、国は全国の接種に係る統計情報（個人情報を含まない。）の把握ができ、状況に応じた政策対応、情報提供、副反応調査等を迅速に行うことができることから、全国の接種進捗状況を把握するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

#### イ 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(14)のア及びイにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

##### (ア) 本市の安全対策

- a ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置  
ア(ア)
- b システムの不正アクセスを防止するための措置  
ア(イ)
- c 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置  
ア(ウ)
- d 利用後にデータを確実に消去するための措置  
ア(エ)
- e 日常的な安全対策  
ア(イ)、ア(オ)
- f その他安全対策を高めるための措置  
ア(カ)

##### (イ) システム管理者（内閣官房情報通信技術総合戦略室）の安全対策

- a ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置  
イ(ア)、イ(ク)

- b システムの不正アクセスを防止するための措置  
イ(イ), イ(ク)
- c ネットワークへの不正アクセスを防止するための措置  
イ(ウ)
- d 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置  
イ(オ), イ(ク)
- e データの安全性を高めるための措置  
イ(キ), イ(ク)
- f その他安全対策を高めるための措置  
イ(エ), イ(カ)

以上のことから判断すると,安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより,コンピュータ処理を行うことは,適当であると認められる。

なお,システム管理者(内閣官房情報通信技術総合戦略室)の安全対策の万全性について,本市において確認する方法を検討することを要望する。

以 上